(平成25年12月16日) 最近改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、ボランティア活動をする個人又は団体が島本町ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)に登録等を行う際の手続及びその取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(登録)

- 第2条 自己のボランティア活動に関する情報を情報センターが扱う広報媒体に掲載等しようとする個人又は団体は、島本町ボランティア情報センター登録申請書 (様式第1号)及びその他必要な書類を町長に提出して登録を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の登録に係る申請があったときは、申請書等を速やかに審査し、その結果を島本町ボランティア情報センター登録通知書(様式第2号)又は島本町ボランティア情報センター非登録通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(登録の要件)

- 第3条 前条第2項の規定により登録を承認する個人又は団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) ボランティア活動の実績を有すること。
 - (2) ボランティア活動をする区域に島本町が含まれること。
 - (3) ボランティア活動の目的及び内容が法令及び公序良俗に反しないこと。
 - (4) 政治的又は宗教的な目的を主たるものとしないこと。
 - (5) 申請日現在満20歳以上であること(団体にあっては代表者の年齢とする。)。
 - (6) この要領の規定を順守し、かつ、情報センターの円滑な運営に協力することに同意すること。

(登録の変更及び取下げ)

- 第4条 第2条において登録を受けた個人又は団体(以下「登録者等」という。)は、 登録を変更し、又は取り下げる場合は、速やかに島本町ボランティア情報センター 登録(変更・取下げ)申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の登録変更に係る申請があったときは、申請書等を速やかに審査し、 その結果を島本町ボランティア情報センター登録通知書(様式第2号)又は島本町 ボランティア情報センター非登録通知書(様式第3号)により、登録者等に通知す るものとする。
- 3 町長は、第1項の登録取下げに係る申請があったときは、申請内容を確認し、速 やかに登録を抹消するとともに、島本町ボランティア情報センター登録抹消通知書 (様式第5号)により、登録者等に通知するものとする。

(登録の抹消)

- 第5条 町長は、第2条及び第3条の規定に基づき登録承認した内容に虚偽があった ことが判明した場合は、その登録を抹消することができる。
- 2 登録を抹消したときは、その旨を島本町ボランティア情報センター登録抹消通知 書(様式第5号)により、登録者等に通知するものとする。

(情報掲載等の申請)

- 第6条 登録者等は、情報センターにおいて自己のボランティア活動に関連する情報 の掲載等を希望するときは、島本町ボランティア情報センター掲載等申請書(様式 第6号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、掲載等を希望する情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを 掲載しないものとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反するもの
 - (2) 犯罪的行為を誘発するもの
 - (3) 第三者に損害又は不利益を与えるもの
 - (4) 第三者を誹謗中傷するもの
 - (5) 政治的又は宗教的な目的を主とするもの
 - (6) 営利を目的とするもの
 - (7) 虚偽内容を含むもの
 - (8) その他町長が適当でないと認めたもの
- 3 町長は、前項の規定により掲載等するときは、その旨を島本町ボランティア情報 センター掲載等通知書(様式第7号)により、掲載しないときは、その旨を島本町 ボランティア情報センター非掲載等通知書(様式第8号)により、登録者等に通知 するものとする。

(掲載等の変更及び取下げ)

- 第7条 第6条において掲載等を申請した者が内容を変更し、又は取り下げる場合は、 速やかに島本町ボランティア情報センター掲載等(変更・取下げ)申請書(様式第 9号)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の変更に係る申請があったときは、申請書等を速やかに審査し、掲載等するときは、その旨を島本町ボランティア情報センター掲載等通知書(様式第7号)により、掲載等しないときは、その旨を島本町ボランティア情報センター非掲載等通知書(様式第8号)により、登録者等に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の取下げに係る申請があったときは、申請内容を確認し、速やかに情報等を抹消するとともに、その旨を島本町ボランティア情報センター掲載等抹消通知書(様式第10号)により、登録者等に通知するものとする。

(掲載等情報の抹消)

- 第8条 町長は、第6条の規定に基づき、掲載等承認した情報に虚偽があったことが 判明した場合は、その掲載等情報を抹消することができる。
- 2 掲載等情報を抹消したときは、その旨を島本町ボランティア情報センター掲載等 抹消通知書(様式第10号)により、登録者等に通知するものとする。 (免責)
- 第9条 町は、次に掲げる事由に起因して登録者等又は第三者に損害が生じても、そ の賠償の責めを負わないもの。
 - (1) 掲載等した情報に、事実と反するものがあったこと。
 - (2) やむを得ない事情により、登録又は掲載等に係る事務を遅延したこと。
 - (3) 登録又は掲載等した情報の全部若しくは一部を抹消したこと。
- 2 掲載等した情報に起因して登録者等と第三者の間で紛争が生じた場合は、両者の 責任においてこれを解決し、町はその解決に係る費用等の責めを負わないもの。 (庶務)
- 第10条 登録等に係る事務の庶務は、総合政策部人権文化センターにおいて処理する。

附則

- この要領は、平成25年12月16日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和元年11月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。